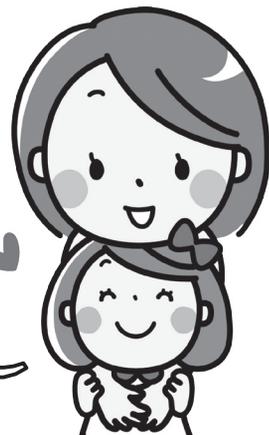


「児童扶養手当」の支給制限に関する所得の算定方法が変わりました。



平成30年
8月から

1 「全部支給」となる人の所得限度額を引き上げます。

児童扶養手当は、前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」があります。

今回、「全部支給」の対象者の所得制限限度額を右表のとおり引き上げました。

<例>

扶養する子どもが1人の場合、収入ベースで130万円から160万円になります。

| 扶養する児童等の数 | 全部支給となる所得制限限度額（受給資格者本人の前年所得） | | | |
|-----------|------------------------------|---------------|-------------|---------------|
| | 収入ベース（これまで） | 収入ベース（H30.8～） | 所得ベース（これまで） | 所得ベース（H30.8～） |
| 0人 | 920,000 | 1,220,000 | 190,000 | 490,000 |
| 1人 | 1,300,000 | 1,600,000 | 570,000 | 870,000 |
| 2人 | 1,717,000 | 2,157,000 | 950,000 | 1,250,000 |
| 3人 | 2,271,000 | 2,700,000 | 1,330,000 | 1,630,000 |
| 4人 | 2,814,000 | 3,243,000 | 1,710,000 | 2,010,000 |
| 5人 | 3,357,000 | 3,763,000 | 2,090,000 | 2,390,000 |

2 所得の算定にあたって控除の適用が拡大されます。

①離婚した父母に代わって児童を扶養しているなどの人（※1）が、未婚のひとり親の場合には、児童扶養手当の支給制限のために所得を算定するにあたって、地方税法上の「寡婦・寡夫控除」が適用されたものとみなし、総所得金額等合計額から27万円（※2）を控除します。

（※1）児童扶養手当法第4条第1項第3号に規定する養育者や、児童と同居する祖父母などの扶養義務者など

（※2）一定要件を満たす場合は35万円

②土地収用で土地を譲渡した場合に生じる売却益などについては、児童扶養手当の支給制限のために所得を算定するにあたって、総所得金額等合計額から控除します。

具体的な控除額

- ▼収容交換などのために土地等を譲渡した場合の5,000万円
- ▼特定土地区画整理事案などのために土地等を譲渡した場合の2,000万円
- ▼特定住宅地造成事業などのために土地等を譲渡した場合の1,500万円
- ▼農地保有の合理化などのために農地等を売却した場合の800万円
- ▼マイホーム（居住用財産）を譲渡した場合の3,000万円
- ▼特定の土地を譲渡した場合の1,000万円
- ▼上記のうち2つ以上の適用を受ける場合の最高限度額5,000万円

※上記1および2-②については、所得証明書類により確認します。

※上記2-①については、扶養義務者の戸籍などの追加書類の提出が必要な場合があります。適用を希望する場合は、必要書類や適用要件について役場健康福祉課までお問い合わせください。

※前年所得について、前前年所得から変動がない（もしくは増額となった）場合でも、上記1および2-①が適用されることで、8月分（12月支払分）から支給額が増額となる可能性があります。

【問合せ先】役場健康福祉課（電話 72-1852）

町職員の給与、研修などの状況をお知らせします

日野町職員の給与などを公表します。給与などは、国・県を参考にして、町の条例などで定められています。公表した数字は、平成30年4月1日現在および平成30年度当初予算時のものです。

●職員給与費（平成30年度当初予算。カッコ内は昨年度の数値）

| 職員数 | 給与費 | | | | 1人当たり 給与費 |
|--------------|--------------------------|------------------------|------------------------|--------------------------|----------------------|
| | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 | |
| 66人 (63人) | 234,818千円 (224,613千円) | 18,745千円 (17,687千円) | 91,582千円 (85,816千円) | 345,145千円 (328,116千円) | 5,229千円 (5,208千円) |

【問合せ】

役場総務課（電話 72-0331）

※町長、副町長、教育長を含まない。職員手当には退職手当組合負担金を含まない。

●特別職の給与など

（平成30年4月1日現在）

| 職名 | 給料・報酬月額 | 期末手当 |
|-----|----------|----------------------------------------|
| 町長 | 810,000円 | 6月期 1.575月分 12月期 1.725月分 計 3.3月分 |
| 副町長 | 648,000円 | |
| 教育長 | 579,000円 | |
| 議長 | 316,000円 | |
| 副議長 | 235,000円 | |
| 委員長 | 226,000円 | |
| 議員 | 221,000円 | |

●職員の平均給料月額・平均年齢

（平成30年4月1日現在。カッコ内は昨年度の数値）

| 一般行政職 | | 技能労務職 | |
|------------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 平均給料月額 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均年齢 |
| 294,608円 (298,981円) | 42.6歳 (42.2歳) | 291,750円 (291,350円) | 51.3歳 (50.3歳) |

●職員初任給（平成30年4月1日現在）

| 区分 | | 日野町 | 国 |
|-------|-----|-----------------------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 179,200円 | 179,200円 |
| | 高校卒 | 147,100円 | 147,100円 |
| 技能労務職 | | 142,600円 ～162,700円 | — |

●職員の年齢構成（平成30年4月1日現在）

| 区分 | 24歳未満 | 24歳～31歳 | 32歳～35歳 | 36歳～39歳 | 40歳～47歳 | 48歳～51歳 | 52歳～55歳 | 56歳～60歳 | 計 |
|-----|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------|
| 職員数 | 2人 | 12人 | 10人 | 5人 | 14人 | 4人 | 8人 | 11人 | 66人 |
| 構成比 | 3.0% | 18.2% | 15.2% | 7.5% | 21.2% | 6.1% | 12.1% | 16.7% | 100% |

●職員の手当（平成30年4月1日現在）

※職制上の段階、職務の級による加算措置あり

- ▶ 期末手当 6月期 = 1.225月分
12月期 = 1.375月分
計 2.6月分 ※国と同じ
- ▶ 勤勉手当 6月期 = 0.90月分
12月期 = 0.90月分
計 1.8月分 ※国と同じ

●その他の手当（1カ月あたり：平成30年4月1日現在）

- ▶ 扶養手当 配偶者 = 6,500円、子 = 10,000円、
その他扶養親族 = 6,500円
(16歳～22歳 = 1人につき5,000円加算)
- ▶ 住居手当 最高 27,000円
- ▶ 通勤手当 交通機関などを利用 = 最高 20,800円
自家用車など = 2,000円～20,800円
(片道2^{キロ}以上)

●職員の研修の状況（平成29年度）

| 研修内容 | 参加者数 |
|------------------------|-------|
| 鳥取県職員人材開発センター基礎研修 | 12人 |
| 鳥取県職員人材開発センター能力開発・向上研修 | 2人 |
| 地域包括ケア研修など（日野地区連携） | 40人 |
| 県外研修（市町村アカデミーなど） | 1人 |
| 「これからの地域経営を考える」（町独自研修） | 全職員対象 |



●職員の福利の状況（平成29年度）

▶ 職員の健康診断の状況

| 区分 | 受診者数 |
|--------|------|
| 一般健康診断 | 68人 |
| 人間ドッグ | 30人 |

▶ （一財）鳥取県市町村職員互助会について

・負担率

| | 職員 | 町負担 | 負担割合（職員：町） |
|-------|----------|----------|------------|
| 対給料月額 | 2 / 1000 | 2 / 1000 | 1 : 1 |

- ・平成29年度日野町負担金 718,000円（職員一人当たり10,716円）
- ・事業内容 結婚祝金、出産祝金、入学（就職）祝金、弔慰金、退会せん別金、
宿泊保養施設利用助成